

市内認可保育所

平成24年度入所児童を受け付けします

申・閩福祉課児童家庭係 ☎ 6717

市内認可保育所

※見学する場合は、各施設にお申し込みください

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
十和田湖保育園	奥瀬字十和田湖畔休屋16-195	⑦2251	白菊かねざき保育園	西二十二番町28-15	②34369
みきの保育園	西三番町22-35	③3644	白菊保育園	東六番町1-24	③2997
とわだこ中央保育園	奥瀬字中平211	⑦03061	第二白菊保育園	三本木字北平76-2	③3829
友愛保育園	東十二番町4-26	③3098	第三白菊保育園	東三番町9-71	③3363
第二友愛保育園	西十一番町28-24	③4514	第四白菊保育園	洞内字沼田野162	⑦2508
第三友愛保育園	西十四番町50-18	③4792	第五白菊保育園	西二十三番町1-33	②1903
ひかり保育園	穂並町4-60	③3446	十和田乳児保育園	東三番町9-71	③7119
豊ヶ岡保育所	八斗沢字家ノ下465	⑦3466	八郷保育園	赤沼字下平363-359	②6206
まきばの保育園	東二十三番町17-1	②1456	すずらん保育園	相坂字小林130-6	②2590
まるく保育園(旧深持)	深持字佐々木平234-1	②62168	小さな森保育園	西二十一番町6-14	③4793
十和田めぐみ保育園	西一番町5-51	②0141	緑と太陽の保育園	東一番町10-18	④3088



■各施設の保育内容は、子育てサポートブック『ハッピーキッズ』または市のホームページで確認するか、福祉課へお問い合わせください。

入所できるお子さん・世帯

零歳から就学前までのお子さんで、就労（自営業、内職含む）、出産、病气、看護などにより、同居の親族がどなたも保育できない世帯

申込受付期間

平日受付日 2月13日(月)～17日(金)
午前8時30分～午後7時
休日受付日 2月18日(土)・19日(日)
午前9時～午後4時30分

申し込みに必要な書類

- ①入所申込書
- ②税関係の書類
- ▼両親などが給与所得者のかた
平成23年分源泉徴収票（確定申告をしたかたはその写し）
- ▼両親などが農業・自営業などのかた
平成23年分の所得税の確定申告書
または、平成24年度市民税・県民税申告書の写し

平成23年1月2日以降に転入されたかたで、所得税が両親など共に非課税の場合は、さらに「平成23年度市民税所得課税証明書（平成22年分所得）」も必要です。
市民税所得課税証明書は、前住所の市町村から交付を受けてください。

③就労状況申告（証明）書

※両親のほか同居している60歳未満のかた（就学生などを除く）全員が必要です。

- ④そのほか必要な書類
- ▼病气や看護などにより保育ができないかた
病状調査票（聞き取りにより作成します）
- ▼出産の場合
母子健康手帳の写し
- ▼ひとり親世帯のかた
「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の写し、または戸籍謄本

上のお子さんが幼稚園や認定こども園に入園している場合

在園証明書
※①③の用紙および在園証明書は福祉課児童家庭係に備え付けています。

保育料の算定

保育料は、両親またはその家庭の生計を担うと判断されるかたの所得額などで決定します。
※両親が祖父などと同居し、祖父などが入所させようとする児童を所得税算定上もしくは健康保険などにおいて、扶養としている場合、または祖父などがその家計を支えるかたと判断される場合は、そのかたの収入などにより保育料を算定する場合があります。

▼同時入所の場合の軽減

上のお子さんが幼稚園や認定こども園へ入園している場合を含め、年齢の高い順番で数える1人目の保育料は全額を負担、2人目は半額、3人目以降は無料になります。

▼第3子以降の軽減

3歳未満で第3子以降のお子さんが入所する場合は、保育料が軽減されます。ただし、お子さん全員分の保険証の写しが必要です。

入所決定

受付期間内に申し込まれたかたの中から、勤務状況などにより入所を決定します。（先着順ではありません）

第1希望の保育所に入所できなかった場合は、第2、第3希望の保育所になるか、空きがでるまで待機していただくこととなります。

■便利な口座振替制度を

毎月保育料は口座振替で納めることができます。

保育料を保育所へ持参する必要や納め忘れのない安全・安心で便利な制度です。手続きは金融機関が福祉課児童家庭係で行えます。

引き落としを希望する口座番号が分かるものと通帳に使用している印鑑をお持ちください。